

独立行政法人  
国立成育医療研究センター  
平成23年度業務実績の評価結果

平成24年8月22日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1. 平成23年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）は、国立成育医療センターが移行して、平成22年4月1日に発足したものである。センターは、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこうした業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

平成23年度のセンターの業務実績の評価は、平成22年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成22年度～26年度）の2年目の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる二次意見等も踏まえ、評価を実施した。

### (2) 平成23年度業務実績全般の評価

受精、妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至る、リプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患に対する研究と医療を推進するため、病院と研究所が一体となり、日本人のエビデンスの収集や、疾病に悩む患者や家族に対し、安全性と有効性を十分に検証した上で高度先駆的医療の開発と提供を行うとともに、小児救急医療、周産期医療を含めた成育医療全般に関して、チーム医療、継続的医療に配慮したモデルを確立し、これらを全国的に展開していくことが求められている。

理事長のリーダーシップの下、昨年度に引き続き職員の意識改革が進められる中、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、経常収支率について、継続して100%以上を維持していることは評価する。中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。

研究・開発について、特許事務所と顧問契約を締結し、医学生物系特許に詳しい弁理士により、研究所及び臨床研究センターのグループにヒアリングを実施するなど、相談支援機能の強化を図ることにより、職務発明委員会における審査件数が大幅に増加した。

また、センターが担当する研究分野で最も重要な使命である再生医療の確立として、前年度にヒト胚性幹細胞（ES細胞）3株を樹立した成果を受けて、研究所に再生医療セ

ンターを開設した。

平成23年度においては、「小児腫瘍の網羅的ゲノム解析研究」を含む8つのゲノム網羅的解析に関わる新規研究課題を倫理審査委員会に申請し、承認を受け研究を開始し、臨床研究の倫理に関する研修会を定期的を開催することにより、医師・研究者が積極的に倫理審査委員会に申請を行い、臨床研究を実施するなど、平成23年度の臨床研究実施件数は、152件（倫理委員会承認件数124件、治験（製造販売後臨床試験も含む）実施件数28件）となり、平成21年度に比し、76件（100.0%）の大幅な増加となったことは評価する。

医療の提供について、年間小児肝移植症例数は世界最多となる38例を実施し、生存率90%と良好な成績であるとともに、先進医療である「双胎間輸血症候群に対するレーザー手術」は、最新のEBMで双胎間輸血症候群に対する第一選択治療となっており、40例を施行するなど、最新のEBMに基づく成育医療を提供したことは評価する。

年間分娩件数は1,637件で、約7割が多胎分娩、胎児異常等のハイリスク分娩であるが、積極的な受け入れにより、周産期医療の中核的役割を果たしているとともに、小児救急医療についても約34,000人の小児救急患者及び約3,200台の救急車搬送の受け入れ、また、他院からの搬送要請に応えての迎え搬送の実施など積極的な取り組みを行うことにより、小児救急医療体制の中核的な役割を果たしている。

さらに、病院所属で研究所や臨床研究センターで研究を開始する医師、大学又は企業に所属してセンターで研究に従事する研究者など、様々な人材交流を推進するとともに、研究所研究員の中で顕著な英文業績を上げている者に上級研究員の称号を与える等の取り組みを行っている。

こうしたことを踏まえると、平成23年度の業務実績については、全体としてはセンターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別評価に関する評価結果については、別紙として添付した。

## 2. 具体的な評価内容

### (1) 研究・開発に関する事項

#### ① 臨床を志向した研究・開発の推進

研究所と病院との一層の連携強化を図るため、共同研究会議の開催数を平成21年度に比べ4回上回る56回実施するとともに、新規共同研究数も平成21年度に比べ4件増加し26件となっており、着実に取り組んでいる。

臨床研究センターの知財・産学連携室に企業等の産業界、大学等の研究機関と病院並びに研究所との連携を推進する役割を担わせ、その結果、平成23年度の共同研究実施数（＝共同研究契約締結数）は、平成21年度に比して18.8%増加させるとともに、平成22年度に共同研究申請書における成果の取り扱いに係る記述の見

直しの検討を行った結果、平成23年度は研究者側の権利確保の観点から書類を見直す配慮が定着した。また、職務発明委員会における審査件数は平成21年度より11件多く、18件となったことは高く評価する。

## ② 病院における研究・開発の推進

規制当局審査経験者、実地調査経験者、企業の開発経験者、臨床研究の教育を受けた医師、CRCをメンバーとした医師主導治験を含む臨床研究支援体制を整備したことは評価する。

臨床研究については、計画・立案支援を11件、実施支援を10件実施するとともに、臨床研究推進室において、複数のデータマネージャーを確保し、各種成育疾患の臨床研究や疫学研究の研究計画書作成支援並びにデータ収集・解析を実施した。

また、平成23度のデータマネジメント受託数は、前年度より9件増加しており、小児肝移植に係る多施設データベースについては、オンライン登録システムを完成させ、本登録に係る研究計画書がセンターの倫理委員会の承認を受けた。

## ③ 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

センターが担当する研究分野で最も重要な使命である再生医療の確立として、前年度においてヒト胚性幹細胞（ES細胞）3株を樹立した。平成23年度には、研究所内に再生医療センターを開設し、再生医療研究を推進、その結果、異種動物成分を一切使用しない方法によるヒトES細胞株の樹立、iPS細胞遺伝子のメチル化問題に関する発見により再生医療への重要な成果、川崎病に対する新しい発見、新生児乳児消化管アレルギーのメカニズムの解明など高く評価する。

### (成育疾患の本態解明)

新生児乳児消化管アレルギーの研究については、全国から血液献体を収集し、試験を行った結果、通常食物アレルギーと同様、牛乳などのアレルゲンに特異的なTh2細胞の活性化が存在することを世界で初めて発見したことは評価する。

### (成育疾患の実態把握)

成育期に多くみられる疾患の罹患率・有病率の経年推移を明らかにすることを目的として、成育医療研究委託事業「成育医療の長期追跡データの構築に関する研究（通称：成育コホート研究）」を平成14年度発足以降継続してデータを収集している。平成23年9月には5歳健診を終了し、平成24年1月現在では6歳児、7歳児を対象としてデータの収集を行っている。本研究は参加者の脱落率が低く、1,273名が登録継続（追跡率82.2%）している。我が国では7歳以上の児まで長期にわたり追跡できた出生コホート研究は希であり、非常に貴重な資料となる。また、平成2

3年度はアレルギー疾患に関する網羅的ゲノム（エクソーム）解析に関して倫理委員会の承認を得た。

（高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進）

原発性免疫不全症のなかで最も頻度の高いX連鎖慢性肉芽腫症（X-CGD）に対する造血幹細胞遺伝子治療を計画しており、遺伝子治療臨床研究審査委員会での審議承認を経て、平成24年3月28日厚生労働省厚労科学審議会にて承認された。今後、厚生労働省・環境省での法令審査を経て、平成24年度内の実施を目指している。

また、ゴーシェ病、ムコ多糖症、ファブリ病、副腎白質ジストロフィーなど先天性異常症の治療目的としてライソゾーム病センターを設立し、酵素製剤による治療だけでなく、最新機器を用いた診断や遺伝に関する相談・カウンセリングを含む包括的医療の提供は、我が国の中心的存在となっている。

（医薬品及び医療機器の開発の推進）

平成23年度において「小児腫瘍の網羅的ゲノム解析研究」を含む8つのゲノム網羅的解析に関わる新規研究課題を倫理審査委員会に申請し、承認を受け研究を開始した。

臨床研究の倫理に関する研修会を定期的を開催することによって、医師・研究者が積極的に倫理委員会に申請を行い、臨床研究を実施しており、実施件数は152件と、平成21年度と比較して76件（100.0%）の大幅な増加となり年度計画を遙かに超えたことは大いに評価する。

（医療の均てん化手法の研究開発の推進）

人材育成ツールとして、e-learningを用いた小児がんの教育を継続して実施した。成育医療の均てん化に必要な診断・治療のガイドラインについて、周産期診療のガイドラインは平成22年度に作成が終了し、平成23年度は全国に発信することにより、均てん化を図った。

（情報発信手法の開発）

成育医療に対する理解を促進し、患者・家族への支援の質を向上させるため、ホームページにおいて国民及び医療機関に向けて、小児がんの特化した最新の治療情報、センターの業績、メールマガジン等を公開・提供している。

再生医療に向けたヒト幹細胞等のバンク化推進のため、6つのナショナルセンター共同でバイオバンクの構築、高精度な医療情報とその追跡システムの構築等について検討を開始するとともに、ヒトES細胞を含むヒト幹細胞を用いる臨床研究に関し

て、国が示している指針の改定についての提言をした。

## (2) 医療の提供に関する事項

### ① 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

年間小児肝移植症例数は世界最多となる児 36 例を実施し、生存率 90%と良好な成績であるとともに、平成 22 年 7 月に施行された改正脳死移植法に伴い、小児脳死移植施設認定を受け、小児脳死肝移植 2 例を成功裏に実施したことは評価する。平成 23 年度については、手術指導・支援 12 回及びエジプトへ海外手術指導 7 回を実施し移植医療の標準化に努めたことについて高く評価する。

先進医療である「双胎間輸血症候群に対するレーザー手術」は、最新の EBM で双胎間輸血症候群に対する第一選択治療となっており、日本で最多の 40 例の症例数であり、一児生存率 95%は世界でもトップレベルであるなど、最新の EBM に基づく成育医療を提供するとともに、それに関する講習会を診療科毎にレジデント向けに 127 回開催し、普及に努めたことも大いに評価できる。

### ② 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

セカンドオピニオンをセンターの重要な使命として位置づけ、その意図を院内に浸透させることにより、平成 21 年度の対応診療科 5 から 32 診療科に大幅に増設するとともに、セカンドオピニオン外来は、利用者にわかりやすいようホームページを全面的に見直し、外来枠の増加等を行うことにより、実施件数が年度計画を遙かに上回り対平成 21 年度と比較して 70 件 (241.4%) 増の 99 件となったことは評価する。

多職種の連携を常に行いつつ、疾患を克服する診療体制の基盤整備を行い、多数の診療科が関与する臨床カンファレンスを統合する等チーム医療の推進に取り組んでいる。

### ③ その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

MFICU の新設、NICU の増床により、母胎搬送受け入れ例は、前年度から大幅に増加した。年間分娩件数は 1,637 件で、約 7 割が多胎分娩、胎児異常等のハイリスク分娩であるが、積極的に受け入れ、適切な周産期医療を提供しながら他医療機関との連携強化も図っており、周産期医療の中核的役割を果たしていることは評価する。

また、平成 23 年度は、33,827 名の小児救急患者を診療し、3,222 台の救急車搬送を受け入れるとともに、地域医療機関と連携した初期救急医療では、平成 23 年 6 月より世田谷区医師会と協定を結び、地域のクリニックの小児科医 3 名が当院と協力して夜間の初期救急医療患者の診療に携わっており、重症救急患者の集約化と

ともに、小児救急医療体制のモデルを構築した。

### (3) 人材育成に関する事項

研究所と病院における人材交流を推進し、病院所属で研究所にて研究に従事する医師等の数は24名、大学又は企業に所属して同研究所にて研究に従事する大学院生等の数は、それぞれ49名、9名であった。

なお、英文論文執筆等国際的な業績を重視し、研究所研究員の中で顕著な英文業績を上げている者1名に上級研究員の称号を与えるなど、様々な取り組みを行っており、大学教授として研究所から2名、病院から2名排出していることは評価する。

また、研修は、医師のみに限定せず、看護師及びコメディカル等に対しても大学や病院等から幅広く受入れ、成育医療に関する育成を積極的に行った。

さらに、成育医療の均てん化の推進及び地域の指導者の育成を目的として、センター以外の医療従事者等に向けた研修会を24回開催した。

### (4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

他の医療機関が参加するセミナーやカンファレンス等を積極的に実施するなど標準的医療等の普及を図るとともに、小児炎症性腸疾患研究会の中心施設として、患者診療や臨床研究の連携を都道府県を越えて推進している。

成育医療に関連した患者・家族・国民向けの情報をホームページやメールマガジンで公開し、情報提供を活発に行った。ホームページは一般向けに一層わかりやすく情報を充実させ、メールマガジンを定期的に配信することにより、着実に利用件数が増加していることは評価する。

### (5) 国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

再生医療に向けたヒト幹細胞等のバンク化の推進のため、ヒトES細胞を含むヒト幹細胞を用いる臨床研究に関して国が示している指針の改定について提言を行ったことは評価する。

また、平成24年度からがん対策推進基本計画に、これまでほとんど触れられていなかった小児がん対策が盛り込まれることになり、がん対策推進協議会に小児がん専門委員会が設置され、小児がん専門委員会の委員として、小児腫瘍の専門医としての意見を提出し、平成23年8月には、今後の小児がん対策のあり方について小児がん専門委員会報告書が作成された。

さらに、胆道閉鎖症等の早期発見のための便色カードを開発し、母子健康手帳に掲載することで全国的規模のスクリーニングの実施につなげていることは評価する。

研究成果を諸外国に発信することを目的に英文原著論文を平成21年度比19件増の213件発表した。

(6) 効率的な業務運営に関する事項

① 効率的な業務運営体制

より効率的に成果を生み出すことを目的として、平成23年5月には、情報管理部の設置、再生医療センターの発足、副所長2人体制、病院部門診療部の改組、周産期診療部の名称変更、臓器移植センターの発足、発達評価センターの発足、医療連携・患者支援センターの発足、執行役員会議の人員変更など研究所、病院及び管理部門の大幅な組織見直しを行ったことは評価する。

② 効率化による収支改善、電子化の推進

センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬上の上位基準の取得等を図るとともに、人件費及び材料費等に係るコスト縮減に努めることにより、平成23年度の損益計算において経常収支率102.6%（経常利益5.3億円）であり、昨年度に引き続き100%以上を維持していることは評価する。

6つのナショナルセンターによる医薬品等の共同入札を実施するなど、業務運営コストを節減する取り組みを評価する。

一般管理費の節減については、中期計画の目標として15%減のところ22.7%減と既に中期計画を上回っていることについて評価する。

医業未収金については、定期的な督促業務を精力的に行うとともに、特に新規発生防止に重点を置き、事前の預かり金制度の導入、カード決済の導入など、様々な取り組みを行った結果、中期計画の数値目標を上回る低減ができた。レセプト点検に関して、診療報酬委員会は、40万点以上の高額レセプトを中心に症状詳記の記載内容の指導、添付する資料の検討等の審査減対策を実施している。

(7) 法令遵守等内部統制の適切な構築

内部監査を担当する部門として監査室を設置され、適切に業務が実施されているか、平成23年度は、平成22年度に交付された科研費等補助金について証拠書類等により補助金の使用状況の無作為モニタリング監査を実施し、要改善事項を指摘しているが、更に充実されたい。また、コンプライアンスの徹底を目的とし、相談内容に応じた窓口担当を明確にするとともに、弁護士によるコンプライアンスホットラインを開設したことは、今後を期待する。

(8) 予算、収支計画及び資金計画等

寄附については、ホームページ上での案内を継続するとともに、その他の競争的資金については、事業を実施する省庁等から研究内容や応募にかかる情報を入手し、職



員に対し情報提供、手続きの助言を行うなど、その獲得に努めた結果、43,087千円の多額の寄附を受けることができたことは評価する。

平成23年度の決算においては、520百万円の剰余が生じたため、積立金とすることになっている。

なお、センターは収支相償を目指し効率的経営に取り組んでいるものの、中期計画で定めた運営費交付金算定ルールを大幅に超えた運営費交付金の削減が行われ、今後もこのような状況が続くと、センターの事業活動に支障が生じる恐れがあることから、センター運営における主要な財源である運営費交付金については、中期計画で定めた運営費交付金算定ルールに沿った予算措置がされるよう、配慮が必要と考える。

#### (9) その他業務運営に関する事項

医師の業務軽減策として、医療クラークの導入を平成22年度から行い、導入効果を検証しながら計画的な増員を行っており、平成23年度は6名の増員を行った。さらに、医師の業務軽減のためのワーキンググループによる検討を開始したことは評価する。

役員による全ての部署の職員を対象とした意見交換を実施するとともに、センターとして取り組むべき事項を選定し、度合いを区分したアクションプランを作成し、緊急性が高い項目に対しては取り組みを開始した。

また、重要性が高い病棟再編成等については、計画や実施方法等をイントラの掲示板等を利用することで職員に周知を図るとともに、中間段階での職員アンケート及び評価会を実施するなど、情報の共有化と意識の向上に努めた。なお、厚生労働省から取り組みの要請を受けている総人件費の削減については、それに特化したアクションプランを作成し、その実現に向けた取り組みを開始した。

#### (10) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点への対応

##### ① 財務状況について

センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置、診療報酬の上位基準の取得等を図るとともに、材料費や建築コストの節減に努め、収支改善を推進したことにより、当期純利益5.2億円を計上した。

##### ② 保有資産の活用状況とその点検

「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点」で示された視点に基づき点検した結果、保有資産で「不要」と認められるケースはない。

知的財産については、独立行政法人国立成育医療研究センター職務発明等規程に基づき管理している。

(実物資産)

平成24年4月3日「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（行政改革実行本部決定）で示された対象となる職員宿舎（24年4月1日時点）の宿舎は7棟であり、平成24年中に策定予定の見直し実施計画に基づき着実に実施されるよう当委員会としても、その措置状況を注視していく。

（金融資産）

「いわゆるたまり金の精査」における、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況については、財務担当員によるヒアリングにより、該当がない旨確認をしており、当委員会として今後も注視していく。

### ③ 給与水準の状況と総人件費改革の進捗状況

センターの給与水準について、平成23年度のラスパイレス指数は、研究職111.8、医師104.6、看護師111.9、事務・技術職105.6となっており、その原因としては、地域手当の水準が18%であること、また、医師の医長以上及び看護師の師長以上について役職手当の支給対象としたこと、看護師の特殊勤務手当の支給対象者が18%となっていることが主に影響している。

給与水準は、適正化に向けた不断の努力が求められるものであるが、医師については、自治体病院や民間医療機関とはなお開きがあり、医師確保が問題となっている昨今において、他の医療機関と遜色のない給与水準に近づけることは必要な措置であると考えます。

なお、医療職種のモチベーションが金銭面だけではないことは自明であり、診療環境や研究環境、勤務体制等のもとより魅力ある病院づくりも重要である。

また、総人件費改革の主な取り組みとして、技能職の退職不補充、調整額の廃止、給与カーブの変更などを行い、平成21年度からの削減額は1.6億円であった。他方、増額は11.6億円であった。結果として平成21年度と比して9.4億円増となり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、周産期医療を始めとする成育医療に関する高度先駆的医療の研究開発・普及・医療提供や、治験・臨床研究を推進する体制強化、医療安全や診療報酬基準への対応によるものであるが、センターの役割を着実に果たしていくためには必要な措置と認められる。

今後とも適正な人件費管理を行い人件費改革に強力的に取り組む必要があるが、国内外の関係機関と連携し、研究・開発及び人材育成に関し国際水準の成果を生み出していくためには、研究・医療現場に対する総人件費改革の一律の適用は困難である。

福利厚生費については、弔電、供花については、厚生労働省に準じた基準とするとともに、労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しており、事業運営上不可欠なものに限定し、適切に取り組んでいる。

#### ④ 事業費の冗費の点検について

職員に経営の効率化・経費縮減に対する意識の向上を図るとともに、一定額（原則 50 万円）以上の支出については、委員会等の審議を経て購入等を決定している。

更に重要（高額等）案件については、外部有識者を委員に含めた契約審査委員会において、事前審査を行っている。旅費についても、日常的な点検を行いつつ、不要不急な出張等を行われていない。こうした継続的な取組みを期待する。

#### ⑤ 契約について

契約については、一般競争入札を原則とする取組みを行っており、契約審査委員会において公正性、妥当性等について審査を経るとともに、契約監視委員会を設置し平成 23 年度に締結した契約のうち、競争性のない随意契約や一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、今後は、より一層透明性と競争性が確保された厳正かつ適切な契約の実施に期待する。

（公益法人等への会費等への支出について）

平成 23 年度においては、9 件の該当があり、次年度以降においては、平成 24 年 3 月 23 日「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（行政改革実行本部決定）の方針に従い、独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出を行うことがないよう当委員会としても、その措置状況を注視していく。

#### ⑥ 内部統制について

センター設立時に業務運営体制としての重要事項を審議する理事会を設けるとともに役員会、幹部会議等において、理事長が理念や方針を役職員に示しており、全職員に周知されており、職員とのヒアリングや意見交換の実施などにより職員からの意見を積極的に取り入れる環境を整備し、前述の会議等においてもセンターとして取り組むべき事項は取り入れるなどセンターの活性化を図っている。逆に、ミッション達成を阻害すると思われる要因や問題点、今後の課題等についても把握するとともに、それらについては十分な分析・検討により、その対応について役職員に対する確に指示をするなど、適切な統制環境の確保に向けて取り組んでいると認められる。

また、監事による監査のほか、監査室による内部監査やコンプライアンス室、理事長特任補佐による理事長補佐体制と合わせ、内部統制の充実に取り組んだことは、ミッションや中期計画を達成する上でその妥当性やリスクを把握・分析する重要かつ適切な取り組みであったと言える。

加えて、監事は、業務評価制度の実施状況報告を受け、必要に応じて調査を行うことにより、職員が全体目標・部門目標を共有し自ら設定した目標の達成に努めて

いるか、職員間のコミュニケーションが十分図られているかについても確認を行っている。

さらに、センターの実績は年度計画を大幅に上回っており、これは年度計画や業績測定のための尺度が妥当であったことによるものと認める。今後においても、役員に対する内部統制の周知徹底を図るとともに、監査法人監査及び内部監査の実効を高めることを期待する。

⑦ 事務事業の見直しについて

独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針で講ずべき措置とされた、研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業等の業務運営の効率化については、平成22年度から継続して実施している。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成24年7月17日から31日までの間、センターの業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行い、その寄せられた意見を参考にしながら評価を行った。